

様式コード			
4	6	3	5

記入見本

震災時該当市町村居住の方用



国民年金保険料免除・納付猶予申請書

日本年金機構理事長 あて 令和〇年〇月〇日

以下のとおり免除・納付猶予を申請します。
また、配偶者および世帯主の記入に漏れがないことを申し立てします。
この申請に必要な本人、配偶者および世帯主に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の確認について、市区町村（前住所地等を含む）および日本年金機構に委託します。

〒 979 - 〇〇〇〇
住所：双葉郡浪江町大字〇〇字〇〇浪江アパート〇号室

被保険者氏名：国年 太郎

指定全額免除申請事務取扱者	市区町村	日本年金機構

提出年月日、住所、被保険者氏名をご記入ください
※住民票の住所をご記入ください

基礎年金番号（10桁）で申請する場合は「①個人番号（または基礎年金番号）」欄に左詰めで記入してください。

A. 基本情報	① 個人番号 (または基礎年金番号)	不明な場合は空欄可		② 電話番号	1. 自宅 ② 携帯電話 3. 勤務先 4. その他	〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
	③ 被保険者氏名	(フリガナ) <u>コクネン</u> 国年 太郎	(フリガナ) <u>ハナコ</u> 太郎	④ 被保険者生年月日	5. 昭和 ⑦ 平成	<u>040520</u> 年 月 日
	⑤ 配偶者氏名	(フリガナ) <u>コクネン</u> 国年 花子	(フリガナ) <u>ハナコ</u> 花子	⑥ 配偶者生年月日	5. 昭和 7. 平成	<u>040810</u> 年 月 日
	⑦ 世帯主氏名	(フリガナ) <u>コクネン</u> 国年 一郎	(フリガナ) <u>イチロウ</u> 一郎	※ 世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合に記入してください。		
	⑧ 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 配偶者が別世帯の場合は、配偶者の個人番号（12桁の番号）を記入してください。 ◆ 申請期間中の世帯状況に変更（結婚・離婚・世帯主変更等）があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更年月日等を記入してください。また、申請期間中に海外転出入があった場合は、国名と転出入日を記入してください。 ◆ 「⑩申請期間」欄に記載した年の1月1日時点において海外に居住していた場合は、国名および転入日を記入してください。 <p style="text-align: center; color: red;">令和〇年7月1日世帯主変更 前世帯主 国年 良子 令和〇年8月1日婚姻 (配偶者が別世帯の場合) 配偶者の個人番号 (〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇)</p>				
	<p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">配偶者が別世帯の場合は、 配偶者の個人番号(マイナンバー)をご記入ください</p>					
	<p>◆ ⑨免除等区分は基本的に記入不要です。審査します。審査を希望しない免除等 ※ 「納付猶予」は、50歳未満の期「納付猶予」の審査順序を変更す</p>					
	<p>～5の順に全てしてください。間に算入されます。</p>					

B. 申請内容	⑨ 免除等区分	1. 全額免除 (保険料全額を免除)	2. 納付猶予 (保険料納付を猶予)	5. 4分の1免除 (保険料3/4納付が必要)	
	⑩ 申請期間	令和 〇 年度分			
	⑪ 16歳以上19歳未満の扶養親族	被保険者：16歳以上19歳未満の扶養親族	あり (人)	・ <u>なし</u>	
		配偶者：16歳以上19歳未満の扶養親族	あり (人)	・ <u>なし</u>	
		世帯主：16歳以上19歳未満の扶養親族	<u>あり</u> (2 人)	・ なし	
⑫ 特例認定区分 (添付書類要確認)	被保険者：1. 失業 令和 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし)	② 天災等	3. その他 ()		
	配偶者：1. 失業 令和 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし)	2. 天災等	3. その他 ()		
	世帯主：1. 失業 令和 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし)	2. 天災等	3. その他 ()		
⑬ 継続希望	1. 「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。希望しない場合は <u>希望しません</u> を〇で囲んでください。			希望しません	
	2. 1を希望した上で、納付猶予が承認された次の年度において全額免除の審査基準に該当する場合、その年度以降は全額免除を希望します。希望しない場合は <u>希望しません</u> を〇で囲んでください。			希望しません	
⑭ 備考	原発事故のため				

※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。